

有価証券報告書に通常、記載されない財務関連情報

Financial Numerical Data which are not usually disclosed

in the Annual Reports

岡崎 一浩[†]

Kazuhiro Okazaki

Abstract: In this paper, the author clarifies the financial numerical data which are not disclosed in the annual reports. These data are categorized into four groups such as (1) capital market related index, (2) borrowing related index, (3) sales and production related index, (4) Market value data, and (5) risk and other data. Each numerical data are analyzed from the view point of definition, availability and usages.

1. はじめに

有価証券報告書に記載されている「1.企業の概況」、「第2事業の状況」、「第3設備の状況」、「第4提出会社の状況」、「第5経理の状況」、「第6提出会社の株式事務の概要」および「第7提出会社の参考情報」について、「第5経理の状況」のみが監査人による監査の対象になっている(証券取引法第193条の2)。それ以外の第1から第7までは監査対象とはなっていない¹。

本稿ではこれをさらに拡大し、第1から第7までの有価証券報告書での開示項目ではないが、財務関連情報であって、監査人がリスク・アプローチ監査を行うためには不可欠あるいはできる限り入手必要と思われる項目をリストアップし、検討を加え、可能な限り開示項目として加えることを提唱する。

2. 有価証券報告書に通常、記載されない財務関連情報の検討の必要性

日本でも諸外国の経験を踏まえ、リスク・アプローチの重要性がより明確化されている²。具体的には、監査人が財務諸表監査を行うにあっては、監査受託に関する監査契約、とりわけ監査報酬の決定においてもリスクの把握は不可欠である。監査手続面でも実証的手続と同様に分析的手続を採用し、高いリスク項目に監査資源を集中的に投入することになっている。さらに同じ観点から、監査報告面でも継続企業の前提についての検討も必要とされている。いずれにしても財務関連情報も十分に吟味しないと、将来予測を含む監査は不可能である状況である。

金融用語、監査用語あるいは会計用語の研究は辞書などで既に広く実施されているが、リスク・アプローチにかかわる監査用語のうち、多くの場合に監査人が既に吟味していると思われる項目で、検討に必然性があるものをリストアップし、検討を加えた。検討に当たり、それぞれの定義、長所、短所、情報の確実性、リスク・アプローチへの関連性、入手先などを個別に検討した。さらに、一般投資家への開示になじむものとするやないものとを区別し、本稿が監査現場での事前のチェック・リストして有用な資料となることを願うものである。

[†] 愛知工業大学経営情報科学部
マーケティング学科 (豊田市)

3. 有価証券報告書に通常、記載されない財務関連情報

企業の財務関連情報の開示制度は、経営者が通常に有している財務関連情報を投資家と共有し、それによって投資家から提供される資本コストを引き下げて、円滑な経済活動に寄与しようという趣旨である。有価証券報告書は、そのための重要な手段となっている。

しかし、すべての財務関連情報が有価証券報告書に記載されるわけではなく、単に管理会計上の社内データとなっていたり、あるいは外部からの投資格付として社外データとして一般にも知られている場合がある。

有価証券報告書に通常は記載されないが、監査人であれば当然に吟味すべき財務関連情報を下記に例示列挙し、それぞれに簡単な注釈を加えた。その多くは既に監査人が既に吟味している項目であることがわかる。監査人がリスク・アプローチ監査を行う場合での情報収集、監査報酬の決定要因、訴訟における注意義務などを検討する場合での参考になろう。

3-1. 資本関連の指標

β 値(β) 【定義】 β (ベータ) 値とは、「個別銘柄のリターン÷マーケットのリターン」として定義され、これは TOPIX の変動率を 1 とした場合の個々の銘柄の変動率を表わし、株価の値動きの激しさを表現する。

【データ入手法】銘柄別の β 値は、証券会社であれば通常は加入しているブルームバーグ端末から入手できる。

【利用法】 β 値はその会社の株価変動リスクを示すものであるから、単に、監査計画の策定時の企業リスクを同業他社と比較検討する場合に参考になるばかりではなく、監査受託の適否を決定する場合の監査時間や監査報酬を決定する場合の要因となる。

CAP-M (キャップエム, Capital Asset Pricing Model)

【定義】資本資産価格形成モデルで、①リスクフリー・レートに、②市場全体の値動きを示すマーケット・レートと③ β 値とを乗じた値(=①+②×③)を言う。これによって株主からの期待収益率が算定される。

【データ入手法】財務諸表分析と株価分析とにより、上場企業であれば、計算によって外部からでも入手可能である。非上場企業の場合には、類似業種の β 値を用いることにより、ある程度の類推は可能である。

【利用法】下記の WACC の算定に用いる。

WACC (ワック, Weighted Average Cost of Capital)

【定義】加重平均資本コスト。株主資本コストと負債コストの加重平均である。WACC に投下資本をかけると、資本コストが求められる。

【データ入手法】負債コストを財務諸表から推定することなどにより、CAP-M にこれを加味して求める。

【利用法】投資に関わる意思決定に WACC を用いる場合が多く、後日に、この投資効率を検証する場合に参照する必要が出た場合に当初の WACC を参照する。より具体的には、

減損会計における割引率の決定においては、当初の WACC を参照する。

ハードル・レート 【定義】投資を行なう際に基準となる最低限クリアしなければならない運用利回り。【データ入手法】各社ごとに設定の考え方は異なり、管理会計的な企業の内部情報で、外部には公表しないことが多い。
【利用法】WACC と同様の利用法がある。

3-2. 借入関係の指標

金融機関による貸付先区分

【定義】金融機関は、正常債権、要注意債権、破綻懸念債権および破綻差遣と内部で区分している。

【データ入手法】金融機関はこれらの区分を外部には公表していない。

【利用法】GC 情報の開示において、開示の要否判定の参考となる。また売掛債権や貸付金に対する貸倒引当金の算定においても、有用な情報である。

金融機関からの与信枠

【定義】与信枠は各金融機関が内部的に設けている。場合によっては、企業はあらかじめ与信枠を有償で設定することができる。

【データ入手法】銀行の内部的な与信枠は外部には公表していない。

【利用法】GC 情報の開示において、開示の要否判定の参考となる。

信用格付 (credit rating)

【定義】信用格付を行う主要な格付会社には、格付投資情報センター (R&I)、スタンダード&プアーズ (S&P)、日本格付研究所 (JCR) およびムーディーズ (Moody) があり、各々が信用格付けを長期シニア債、長期劣後債、短期債、発行体、優先株などの区分に応じて発行している。

【データ入手法】各格付会社のホームページには、企業の格付けが公表されている。

【利用法】GC 情報の開示において、開示の要否判定の参考となる。また売掛債権や貸付金に対する貸倒引当金の算定においても、有用な情報である。

アルトマンのZモデル

【定義】倒産予知のための指数。米国の経済学者、エドワード・I・アルトマンによる倒産分析の結果、1968年9月に「The Journal of Finance」誌上で発表された指数である。指数を求めるには以下の式を利用する。アルトマンによれば、この式に製造業企業のデータを代入して計算された総合指標Zスコアが、「2.675 以下」なら「倒産」、「2.675 超」ならば「非倒産」と判別した。日本での応用例については、『週刊ダイヤモンド』1999年11月13日号を参照のこと。

$$Z = \text{Overall Index} = 0.012 * X_1 + 0.014 * X_2 + 0.033 * X_3 + 0.006 * X_4 + 0.999 * X_5$$

$$X_1 = \frac{\text{Working capital (運転資本)}}{\text{Total assets (総資産)}}$$

$$X_2 = \frac{\text{Retained earnings (留保利益)}}{\text{Total assets}}$$

$$X_3 = \frac{\text{Earnings before interest and taxes (利息・租税控除前利益)}}{\text{Total assets}}$$

$$X_4 = \frac{\text{Market value equity (持分時価)}}{\text{Book value of total debt (総負債簿価)}}$$

$$X_5 = \frac{\text{Sales (売上高)}}{\text{Total assets}}$$

【データ入手法】定義のように外部データからでも算定が可能であるところに有用性がある。

【利用法】監査計画の策定時の企業リスクを同業他社と比較検討する場合に参考になるばかりではなく、監査受託の適否を決定する場合の監査時間や監査報酬を決定する場合の要因となりうる。また、GC 情報の開示において、開示の要否判定の参考となる。また売掛債権や貸付金に対する貸倒引当金の算定においても、有用な情報である。

セグメント別の有利子負債

【定義】当該セグメントに関する有利子負債をいう。

【データ入手法】セグメント情報として有価証券報告書では開示は求められていないが、米国基準や国際会計基準ではその開示が求められている。最近では、企業集団における事業部門の子会社化が進んでおり、子会社が借入を実行する機会が少なく、企業内部からであれば比較的容易にデータが入手できる。

【利用法】上記の WACC やハードル・レートを検証する上で参考となるばかりではなく、事業セグメント毎に減損会計の回収可能性を検討する上での参考になる。なぜならば借入金には本社保証の上で子会社が借入を実行するばあいが少なく、その場合にセグメント別の資金回収状況を判断する場合の参考となる。

3-3. 販売および生産関係の指標

主要製品のマーケットシェアと順位

【データの入手法】経済産業省、中小企業庁および国土交通省などの官公庁、あるいは矢野経済研究所や野村総合研究所などの民間調査機関から有償無償でデータが提供されている。

【利用法】この指標の悪化は、押込み販売などの監査リスクを増加する機会が少なくない。また、分析的手法によって売上高自体の妥当性を検証できる(例:カネボウにおける売上高粉飾を暗示していたとされる)。

減損会計における将来キャッシュ・フロー予測の検証資料となる。繰延税金資産の回収可能性の検討において、この指標の動向は検証資料となる。

主要得意先におけるシェアと順位(同上)

主要地域別のマーケットシェアと順位(同上)

床面積当り売上高(同上)

製品当り売上高(同上)

顧客一人当たり売上高(同上)

顧客の年齢区分(同上)

主要原料・部品別のシェアと順位(同上)

主要調達先におけるシェアと順位(同上)

直販売上高と卸売り売上高の比率

【定義】自社グループがエンドユーザーに直販する売上高と第三者の卸売業者を経る売上高の比率。

【データの入手法】各企業は内部資料として、様々な精度のデータを入手している場合が多い。

【利用法】分析的手法によって販経費をあるていど監査できる。

損益分岐点

【定義】損失から利益に転ずるための売上高や生産高

【データ入手法】内部管理用に事業部ごとに算定している場合が少なくないが、外部への公表はないのが通例である。外部からの推定は容易ではないが、業界のアナリストからのヒアリングや同業他社からはある程度の推定は可能である。

【利用法】損益分岐点の高低によって、GCリスクの判定資料となる。減損会計や繰延税金資産の回収可能性の検討において、この指標は将来情報の妥当性の検証資料となる。

固定費と変動費の分析結果(同上)

原油価格変動の利益に対する影響額

【定義】原油価格の変動に大きな影響を受ける企業において、シミュレーションによって分かるバーレル当り価格変動が利益に対する影響の金額。

【データの入手法】業界のアナリストからのヒアリングなど。

【利用法】同上。例えば JAL グループの損益計算書の監査においては、この影響額を加味した分析的手法によった監査手続が、監査手続の一つとなりうる。

為替変動の利益に対する結果(同上とほぼ同じ)

バリュー・アット・リスク

【定義】有価証券等のポートフォリオを将来のある一定期間保有すると仮定した場合、ある一定の確率の範囲内(信頼水準あるいは信頼区間という)で、マーケットの変動によりどの程度損失を被り得るかを計測した金額。金融機関は、この金額を開示する場合が多い。

【データの入手法】年次報告書に記載する例も少なくない。

【利用法】これは金融機関におけるリスクの定量的な表示金額り、監査契約を結ぶ場合の監査時間や監査報酬を決定する要因になる。

3-4. 時価情報

事業用資産別の時価(概算あるいは範囲)

【利用法】含み損は減損会計の適否を検討する場合の検証資料である。

これの含み益は繰延税金資産の回収可能性を判定する検証資料となる。
また、ゴーイング・コンサーンを吟味する資料となる。

特許権の時価(概算あるいは範囲)(同上とほぼ同じ)
ブランドの時価(概算あるいは範囲)(同上とほぼ同じ)
その他有価証券に区分されている非上場株式の売却時価(概算あるいは範囲)

【データの入手方法】企業内の企画部門や外部アナリストからヒアリング。
【利用法】これの含み損はその他有価証券の強制評価減の要否判定の検証資料である。これの含み損は減損会計の適否を検討する場合の検証資料である。これの含み益は繰延税金資産の回収可能性を判定する検証資料である。

連結子会社や関連会社の株式時価(概算あるいは範囲)(同上とほぼ同じ)

3-5. イベントリスク、環境その他の情報

付保率 【定義】加入した保険金額を、本来必要である保険金額で除した比率
【利用法】仮にこれの割合が低い場合には、企業の経営環境が好調ではなく十分なリスク管理コストを支払えない場合がある。リスク管理コストは必ずしも収益を生むコストではないから、これを支払わない企業では一般的に監査リスクが高い。支払保険料は営業費用であるが、イベント損失は特別損失となることで、保険を掛けない事で経常利益を過大計上できる。

コンピュータ・システムなどに関する保守契約によってカバーされないリスク金額
【利用法】同上。

自社保険ファンドの概要

【定義】自社保険は、欧米ではキャプティブ保険などとして知られる場合が多い。再保険に出してリスクの軽減をはかるが、損失トバシに悪用される可能性もあるし、潜在的な節税スキームともなる。2004年10月に東京電力がこれを利用した³。

【利用法】リスク管理の一環として外部の保険会社ではなく、自社内のファンドを利用する場合もある。

地震保険におけるリスク区分

【定義】地震保険にあつては、その経済的リスクに応じて、東京都、神奈川県および静岡県を4等地、北海道などを1等地とする保険料区分がある。
【利用法】保険に関する関連質問として位置づける。

ISOの取得状況 【利用法】普通の企業であればISOへの取組みは不可欠である。仮にこれの対応がない場合には、その理由に異常性がないかどうか確かめる。

¹ 西武鉄道事件では、監査の対象になっていなかった「第6提出会社の株式事務の概要」における株主構成についての不正な記載が問題とされ、監査人がこれを指摘しなかった点に社会的非難を浴びることとなったことは知られている。例えば、中日新聞「コグドの西武鉄道株大量保有 なぜ40年も」2004.10.22夕刊2面。

² 2005年10月28日に企業会計審議会によって公表された「監査基準の改定について」参照。

³ 東京電力ホームページ「海外再保険子会社(キャプティブ保険会社)テプコ・リー」の設立について～保険料との低減と経営リスクの軽減を目指して電力業界で初めて設立～」

(//www.tepco.co.jp/cc/press/02102901-j.html)

(受理 平成 18 年 3 月 18 日)